

## 指定管理者評価委員会の評価結果について

### 1. 施設概要と状況

施設名	隠岐航路超高速船「レインボージェット」
指定管理者	隠岐汽船株式会社（隠岐の島町）
設置目的	隠岐と本土間の海上交通を確保し、住民福祉の向上と産業振興を図るため

### 2. 評価期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

### 3. 業務評価結果

評価項目	評価		特記事項
	指定管理者	評価委員会	
管理運営に係る事項			
設置目的の達成			
就航状況	a	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就航率は91.7%と過年度平均値（90.1%）を上回る実績。</li> <li>・人的ミスによる欠航が無かったことに加え、機械故障による欠航率も低く抑えられたことが評価される。</li> <li>・人手不足の中、乗務員の健康管理と感染防止の両立を図ることは大変な苦労があったと考えられ、その環境下で高い就航率を維持した点が評価される。</li> </ul>
乗船客数	/	/	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響が大きいため、評価項目から除く</li> </ul>
利用者への対応			
接客対応	/	/	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価委員会主催のアンケートは、新型コロナウイルス感染症を考慮し未実施としたため、評価項目から除く。</li> </ul>
苦情対策、トラブルの未然防止、要望の把握・対応	b	b	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「サービス改善委員会」で利用者の苦情・要望や対応可能な方策等を検討し、社内での共有が図られている。</li> <li>・利用者への伝え方がもっと工夫できると評価が高まるのではないかと。</li> </ul>
利用環境の向上	b	b	<ul style="list-style-type: none"> <li>・更なる利用環境の向上（発券窓口等のICT利活用）に取り組んでいただきたい。</li> <li>・法令等の変更による設備や指示方法の変更については、HP等での周知が必要。</li> </ul>
管理物件の維持管理			
維持管理の状況（日常のメンテナンス） （a・c評価のみ）	a	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>・故障による欠航は1件2便（浮遊物接触による船体修理）のみであった実績は高く評価される。</li> </ul>
維持管理の状況（ドック、大規模な修繕） （a・c評価のみ）	a	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>・限られた人員の中で適切な点検、修繕がなされている。</li> </ul>
経費の節減（修繕費）	a	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全第一を考慮しながら大幅に修繕費の節減が図られている。</li> </ul>
経費の節減（修繕費以外）	a	b	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適正な費用で業務がなされている。</li> </ul>
関係事業者との連携	a	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同業他社とのメンテナンス実務者会議で課題を共有するなど積極的な連携が図られている。</li> </ul>

## 指定管理者評価委員会の評価結果について

### 1. 施設概要と状況

施設名	隠岐航路超高速船「レインボージェット」
指定管理者	隠岐汽船株式会社（隠岐の島町）
設置目的	隠岐と本土間の海上交通を確保し、住民福祉の向上と産業振興を図るため

### 2. 評価期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

### 3. 業務評価結果

評価項目	評価		特記事項
	指定管理者	評価委員会	
広報事業・利用促進事業等			
計画性、PR、誘客	b	b	・新型コロナウイルス感染拡大等の影響がある中、関係機関と連携を図りながら各種利用促進事業の取組を行っている。 ・おき得乗船券等、関係機関と連携して商品造成、PRを実施している。
関係者、他施設等との連携	b	b	・新型コロナウイルス感染拡大等の影響がある中、関係機関と連携を図っている。
業務実施体制に係る事項			
危機管理体制			
危機管理体制（a・c評価のみ）	a	a	・緊急時に備えた訓練等が適切に実施されている。
組織体制			
人員配置体制（責任体制、配置）	b	b	・適切な人員配置がなされている。 ・リクルートに関しては運輸業界全般に言えることであり、個別企業の努力のみに依存することの限界を考えなくてはならない段階にある。
人材育成			
職員研修の実施	b	b	・職員研修等が適切に実施されている。
コンプライアンス体制			
法令遵守体制（a・c評価のみ）	a	a	・遵守体制が確保されている。
財政基盤・財務			
収支状況			・新型コロナウイルス感染症の影響が大きいため、評価項目から除く。
経理処理（a・c評価のみ）	a	a	・適正に実施されている。
各種帳簿、関係書類の整備（a・c評価のみ）	a	a	・適正に整備、管理されている。
総合評価	A (26点)	A (25点)	

#### 項目評価の目安

- a：水準を上回る（2点）
- b：水準どおり（1点）
- c：水準を下回る（0点）

#### 総合評価の目安（32点満点） ※3項目を除く

- S：実績が協定書等の内容や目標を上回り、優れた管理が行われたもの（29点以上）
- A：概ね協定書等の内容どおりの管理が行われており、適正な管理が行われたもの（22点～28点）
- B：実績が協定書等の内容や目標を下回り、さらなる工夫、努力及び改善が必要なもの（16点～21点）
- C：管理運営が適切に行われたとは認められず、大いに改善が必要なもの（16点未満）